

横浜技調随意契約理由書

件名 令和7年度 埋立地盤の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、港湾における埋立地盤の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、埋立地盤の設計・施工・維持管理等の高度化を図るため、地盤改良工事における CO2 固定化および低炭素型セメント利用に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 港湾域における固化処理土の強度発現及び長期耐久性等の性能評価に関する研究実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する地盤改良工事、固化処理土の強度特性や長期劣化特性や長期・超長期の圧密挙動の高度なモデル化に関する研究の知見を得ている。また、上記に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

随意契約理由書

件名 令和7年度 港湾環境の効果的・効率的な整備手法等に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、船舶の大型化に対応した大水深岸壁等の港湾施設を環境に配慮しながら効果的・効率的に整備するために必要となる港湾施設の計画から設計、施工、運営、維持管理に至るライフサイクル全般の課題の解決を目指すものである。

具体的には、東京湾シミュレータの開発、魚類多様性のための生物共生型港湾構造物の整備手法に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 内湾水質複合生態系モデルの開発とそのモデルを活用した海域環境予測システムに関する研究の実績を有していること。
4020001043257
- ② 港湾域において環境 DNA 技術を活用した生物相把握の再現性を解析・評価した研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効果的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する内湾水質複合生態系モデルによる解析プログラムの高度化に関する研究、港湾域における環境 DNA を用いた調査に対する高度な知見を得ている。また、上記①、②に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調随意契約理由書

件名 令和7年度 東京国際空港における空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、東京国際空港における空港土木施設の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化を図るため、既設護岸の地震時変位が空港基本施設に与える影響に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、空港整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 空港施設の耐震設計、性能照査法である地震応答解析、模型振動実験に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する地震時の地盤や構造物の挙動に関する研究、地盤・構造物の設計法の高度化に関する研究の知見を得ている。また、上記①に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調

随意契約理由書

件名 令和7年度 東京国際空港における不均質地盤の地盤改良効果の評価方法に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、東京国際空港特有の地盤条件における品質管理向上に向けた評価手法の提案を目指すものである。具体的には、地盤改良効果を評価するための地盤調査手法の提案に向けて、電気化学現象を用いた地盤改良補助工法に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、土中で生じる電気化学現象と空港整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 地盤等に対する電気化学現象を用いた土木技術への適用性に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する土中で生じる電気化学現象・地盤の浸透圧密問題、地盤改良及び地盤調査手法、空港整備に関して専門性や高度な知見を得ている。また、上記①に示す高い技術力と研究成果を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調

随意契約理由書

件名 令和7年度 設計外力に対するモニタリングに関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、台風・地震時に生じる設計外力を監視し、災害発生時に早期の施設復旧検討を行うことを目的とし、また、モニタリング情報から港湾・空港施設の防災・減災へ役立てるための手法の確立を目指すものである。

具体的には、監視カメラ映像に基づく波浪統計量推定に関する検討、強震観測記録に基づく耐震設計の高度化に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、監視カメラによる波浪観測データ解析と空港土木施設の設備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 監視カメラによる波浪観測・カメラ画像解析コード開発の実績と第三世代波浪モデルによる波浪推算・解析に関する研究の実績を有していること。
- ② 強震観測記録データの解析により、軟弱地盤における地震動特性に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する北陸沿岸における波浪推算精度向上に関する研究、第三世代波浪モデルによるうねり性波浪の推算精度検証を行うなど、高精度な沿岸波浪計算・解析に精通し高度な知見を有しているとともに、東京湾口部等に監視カメラによる沿岸災害監視ネットワークを構築し画像解析による波浪統計を行っている。また、地震時の地盤や構造物の挙動に関する研究の知見、上記①、②に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調

随意契約理由書

件名 令和7年度 地震災害の初動対応の迅速化・適正化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、防災対策を推進するため、地震災害後に被害の影響の軽減を目指した迅速な初動対応を行うための支援対策の確立を目指すものである。

具体的には、発災直後に海上ルートによる支援活動を迅速に実施できるよう、被災を受けた施設の被害状況を適正に把握するため、係留施設の利用可否判断手法に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾地域における強震動や液状化予測判定において基準となるデータ・知見を有し、港湾施設の耐震設計に関する専門性、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 地震後の港湾構造物の動的挙動・耐震改良、利用可否判断に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する震災時の岸壁等の実現象の定量的な把握・数値解析手法・RTK-GNSS 測量による地震時係留施設変形量測定のための高度な知見と研究実績を有し、また、上記に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調随意契約理由書

件名 令和7年度 港湾DXに向けた生産技術向上に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、DX手法の確立に向けた生産性向上の推進を目指すものである。
具体的には、水中バックホウ用ICT技術および現場適応技術に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、水中作業機械や水中ロボット関連技術、水中施工に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 水中作業機械や水中ロボット関連技術、水中施工や新工法に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する水中作業機械や水中ロボット関連技術・水中施工に必要なセンサーやソナー等の各種機材に関する高い知見を有しているとともに、港湾構造物の速やかな計測技術と計測精度の検証などの研究開発実績を有している。これらの技術・各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究開発を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調

随意契約理由書

件名 令和7年度 低炭素型材料の利用促進に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、港湾工事等に起因するCO₂排出量削減を目的とする低炭素型材料の利用促進に向け、活用にあつての技術的課題の解決を目指すものである。

具体的には、既存の鉄鋼スラグ水和固化体をCO₂吸収型へ展開するために、CO₂吸収型鉄鋼スラグ水和固化体の開発と実装に向けた検討を行うものである。

本業務実施に際しては、スラグ・鉄鋼スラグ水和固化体材料特性、材料のCO₂吸収量の評価法などに精通し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 港湾構造物における鉄鋼スラグ水和固化体の適用性及び港湾工事におけるCO₂排出量削減に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連するスラグ・鉄鋼スラグ水和固化体の材料特性、材料のCO₂吸収量の評価法に関して高度な知見を有し、港湾局等が策定した各種のガイドライン・マニュアル策定にも携わっている。また、上記に示す高い技術力と研究成果を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

令和7年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和7年度 千葉港船橋地区海岸保全施設(陸閘)基本設計

本件は、下記理由により「株式会社ニュージェック」と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港船橋地区に陸閘として構築されている海岸保全施設の老朽化に伴い、延命化と機能向上を兼ねた改良設計(基本設計)を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、海岸保全施設の規模や利用形態などに関する知見を有するとともに、海岸保全施設の設計に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「株式会社ニュージェック」を特定した。

したがって、「株式会社ニュージェック」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「株式会社ニュージェック」と随意契約するものである。

令和7年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和7年度 千葉港船橋地区海岸保全施設(日の出護岸)修正設計

本件は、下記理由により「パシフィックコンサルタンツ株式会社」と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港湾船橋地区に日の出護岸として構築されている海岸保全施設の老朽化に伴い、延命化と機能向上を兼ねた設計を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、海岸保全施設の規模や利用形態などに関する知見を有するとともに、海岸保全施設の設計に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「パシフィックコンサルタンツ株式会社」を特定した。

したがって、「パシフィックコンサルタンツ株式会社」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「パシフィックコンサルタンツ株式会社」と随意契約するものである。

令和7年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和7年度 港湾・空港施設の設計等に関する技術支援業務 (その2)

本件は、下記理由により「一般財団法人 沿岸技術研究センター」と随意契約致したい。

記

本業務は、管内の港湾・空港施設の設計等に関する様々な技術的課題に対し、各課題に精通した有識者によるヒアリング等を実施し、対応方法の提案等の技術的支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、当局が提示する設計等に関する検討案件について、検討会の開催やヒアリングを通じ、得られた有識者の意見を踏まえながら、課題の抽出整理や技術的検証・検討を速やかに行うための技術力を有し、港湾・空港施設の調査・設計・施工に精通している事が必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「一般財団法人 沿岸技術研究センター」を特定した。

したがって、「一般財団法人 沿岸技術研究センター」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「一般財団法人 沿岸技術研究センター」と随意契約するものである。

令和7年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和7年度 臨港道路(鋼橋)における疲労対策検討業務

本件は、下記理由により「令和7年度 臨港道路(鋼橋)における疲労対策検討業務 沿岸技術研究センター・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体」と随意契約致したい。

記

本業務は、臨港道路(鋼橋)の疲労損傷について、応力計測及び構造解析を行い、補修方法の妥当性の検証を行う。その結果を踏まえ、補修方法を整理するものである。

本業務の遂行にあたっては、臨港道路(鋼橋)の規模や利用形態などに関する知見を有するとともに、臨港道路(鋼橋)の補修や維持管理に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「令和7年度 臨港道路(鋼橋)における疲労対策検討業務 沿岸技術研究センター・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体」を特定した。

したがって、「令和7年度 臨港道路(鋼橋)における疲労対策検討業務 沿岸技術研究センター・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「令和7年度 臨港道路(鋼橋)における疲労対策検討業務 沿岸技術研究センター・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体」と随意契約するものである。

令和7年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和7年度 東京湾における炭素の吸収・排出評価に関する研究委託

本件は、下記の理由により、国立大学法人 東京大学 と随意契約する。

記

本委託は、東京湾における炭素の吸収・排出評価を目的に多重空間スケールを対象とする非構造格子有限体積法数値計算システム（東京湾環境計算システム）の構築を検討するものである。

これらの業務を遂行するためには、質量及び運動量保存性に優れる有限体積法を採用した世界標準の非構造格子数値モデルを用いた研究実績を有すること、生物地球化学モデルに精通した研究実績を有すること、観測値を活用した炭素吸収・排出評価に係る研究実績を有することが求められる。

国立大学法人東京大学は、質量及び運動量保存性に優れる有限体積法を採用した世界標準の非構造格子数値モデルを用いた研究実績、生物地球化学モデルに精通した研究実績、観測値を活用した炭素吸収・排出評価に係る研究実績を有しており、本委託業務を遂行することが出来る機関は他にない。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、国立大学法人 東京大学と随意契約を行うものである。

令和7年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 東京湾における水環境デジタルツインの開発に関する研究委託

本件は、下記の理由により、国立大学法人 横浜国立大学 と随意契約する。

記

本委託は、衛星データ等の各リモートセンシングデータと3次元流動・生態系結合モデルとのデータ同化によって、水環境デジタルツインの開発を検討するものである。

これらの業務を遂行するためには、衛星データによる高濁度水域に適した大気補正・水質推定解析及びHFレーダー等のリモートセンシングデータ解析に関する研究実績を有すること、衛星データによる大気補正・水質推定モデルと3次元流動・生態系結合モデルの構築及び精度検証に関する研究実績を有し、それらに必要な水質・底質・光学パラメーターの実測値の取得が可能であること、3次元流動・生態系結合モデルによる数値解析とデータ同化手法に関する研究実績を有することが求められる。

国立大学法人横浜国立大学は、衛星データによる高濁度水域に適した大気補正・水質推定解析及びHFレーダー等のリモートセンシングデータ解析に関する研究実績及び衛星データによる大気補正・水質推定モデルと3次元流動・生態系結合モデルの構築及び精度検証に関する研究実績を有し、それら水質・底質・光学パラメーターの実測値の取得も可能であること、また、3次元流動・生態系結合モデルによる数値解析とデータ同化手法に関する研究実績を有することから、本委託業務を遂行することが出来る機関は他にないと考えられる。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、国立大学法人 横浜国立大学と随意契約を行うものである。

令和7年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和7年度 横須賀港新港地区新規ふ頭計画に伴う岸壁(-12m)構造
検討業務

本件は、下記理由により「株式会社エコー」と随意契約致したい。

記

本業務は、横須賀港新港地区岸壁(-12m)の構造検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾施設の規模や岸壁の利用形態など様々な港湾に関する知見を有するとともに、岸壁の設計や施工に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「株式会社エコー」を特定した。

したがって、「株式会社エコー」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、「株式会社エコー」と随意契約するものである。

